

健康保険証の廃止に抗議し、利用継続を求める声明

2025年12月1日、政府は健康保険証の利用を原則終了した。誰でも利用しやすい健康保険証の利用継続を求める多くの声に耳を貸さず、医療機関窓口ではトラブルが続いて正確な医療保険資格の表示という導入目的も実現できないまま、利用率が3割台に低迷するマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するためとして、健康保険証の廃止を強行する政府に対して強く抗議する。

ふりかえれば2022年10月13日、河野元デジタル大臣が突如「2024年秋に健康保険証廃止をめざす」と記者会見で発表したところから混乱は始まった。2022年6月の「オンライン資格確認の導入状況等を踏まえ、保険証の原則廃止を目指す（加入者から申請があれば保険証は交付される）」との閣議決定を覆し、普及しないマイナンバーカードを2023年3月までにほぼ全住民に所持させるという政府計画を達成するために、健康保険証を人質にとってマイナンバーカードの普及を図ろうとするこの発表に対し、保険診療を受けられなくなるとの不安が広がった。

マイナンバーカードの所持は義務ではなく任意であり、申請や更新の必要なマイナンバーカードを所持・管理・利用することに困難を抱える方もいる。「マイナンバーカードと健康保険証の一体化」という国民皆保険制度と矛盾する政策を強行しようとしたところに混乱の原因がある。

この矛盾を糊塗するために、厚労省は次々と弥縫策を打ち出した。資格確認書という健康保険証の代わりの書類をわざわざ新設した。さらに2023年春に発覚した「マイナンバーのひも付け誤り」への怒りを受けて、「当分の間」資格確認書をマイナ保険証を所持しない全ての被保険者に申請なく職権交付するとともに、マイナ保険証の利用登録解除を可能にした。マイナ保険証では保険資格情報が券面でわからぬために「資格情報のお知らせ」を新設し、マイナ保険証と一緒に持ち歩くという「マイナンバーカードへの一体化」と矛盾する2枚持ちの推奨までしている。

しかし2024年春に行った健康保険証を廃止する省令改正のパブコメで、5万件を超える反対が集まることで不安の強さを再認識した厚労省は、その後「マイナ保険証がなくても資格確認書で受診可能」との宣伝をやつとはじめた。75歳以上の後期高齢者には、マイナ保険証があっても全員に資格確認書を交付した。さらに健康保険証廃止に伴う医療機関の混乱対策として、2025年6月には国民健康保険の保険証、8月には後期高齢者医療証について有効期限が切れても2026年3月まで利用可能とする超法規的措置を発表し、さらに11月12日にはそれを全ての健康保険証に拡大したが、次々を打ち出される弥縫策で医療機関も患者も混乱している。

健康保険証を続ければこれら混乱はすべて解決する。だが厚労省は「医療情報の閲覧によるより良い医療の提供を早期に発現させるため」としてあくまで健康保険証廃止を変えていない。しかし医療情報の閲覧に、知られたくない治療歴や受診歴が知られてしまうとか医療情報が社会保険診療報酬支払基金に一元管理されるなどの不安を感じて、マイナ保険証を利用したくないとの声が厚労省の調査でも明らかになっている。厚労省はそれを改善しようとするばかりか、マイナ保険証利用の際の同意画面を改悪してますます閲覧に同意しないことを困難にしている。

マイナンバーカードがなければ医療にかかる社会は許されない。健康保険証の存続もしくは恒久的な同等の資格確認手段を保障し利用は患者の自由な選択に委ねるとともに、医療情報の提供・利用・共有に対する情報自己決定権を確立し、サイバー攻撃のリスクを高める医療・健診情報等の一元管理を中止して、プライバシー侵害の不安を払拭するよう政府に対し強く求める。

2025年12月2日

共通番号・カードの廃止をめざす市民連絡会（共通番号いらないネット）